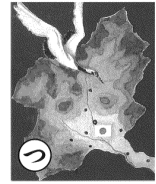




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年11月2日(木) 号外(第1号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第287号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月2日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3-MMA、3-Methylmethamphetamine)及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン(通称名N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone)及びその塩類
- (3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名ADB-4en-PINACA)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和5年11月5日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。